

## 国立研究開発法人森林研究・整備機構知的財産権実施規程

平成13年4月2日

13森林総研第72号

最終改正 令和6年3月22日（5森林機構第1084号）

### （趣 旨）

第1条 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所、森林総合研究所林木育種センター及び森林総合研究所森林バイオ研究センター（以下「森林総合研究所等」という。）が所有する知的財産権の実施許諾については、この規程の定めるところによる。

### （定 義）

第2条 この規程において知的財産権とは、次の各号に掲げるものをいい、出願中のものを含むものとする。

- 一 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権。
- 二 実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権。
- 三 意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権。
- 四 商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権。
- 五 著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2のプログラムの著作物又は同項第10号の3のデータベースの著作物に係る著作権法第21条から第28条までの著作権。
- 六 外国における前各号に掲げる権利に相当する権利。

### （実施権の種類）

第3条 知的財産権の実施の許諾は、原則として通常実施権とする。ただし、実施を希望する者（以下「実施希望者」という。）から申出があり、かつ、森林総合研究所等が必要と認めた場合は、専用実施権を設定することができるものとする。

### （実施の申込）

第4条 森林総合研究所等は、知的財産権の実施希望者から、知的財産権実施申込書（以下「申込書」という。）、実施計画書、経歴書及び定款（写）の提出を求めるものとする。

### （許諾又は設定の決定）

第5条 森林総合研究所等は、前条の申込書の提出を受けたときは、その実施権の許諾又は設定の諾否を決定し、その旨を実施希望者に通知するものとする。

### （契約の締結）

第6条 森林総合研究所等は、知的財産権について実施権の許諾又は設定をするときは、実施しようとする者（以下「実施者」という。）と次の事項につき、知的財産権実施契約（以下「契約」という。）を締結する。

- （1）実施権の許諾又は設定の種類並びに知的財産権の番号及び発明考案等の名称
- （2）実施権の許諾又は設定の範囲（地域、期間、内容）
- （3）知的財産権の実施料の額並びに支払いの時期及び方法
- （4）知的財産権の実施に必要な技術指導の方法
- （5）知的財産権実施状況の報告及び調査の方法
- （6）知的財産権の実施状況の報告又は実施料の支払いが適正になされないときの措置

- (7) 森林総合研究所等が、当該知的財産権に関連する新規な発明考案等をし、その知的財産権を受けた場合の実施方法
  - (8) 実施者の役員又は被用者が、当該知的財産権に関連する新規な発明考案等をしたときの知的財産権を受ける権利の帰属及びその実施方法
  - (9) その他必要な事項
- 2 前項の規定は、契約の内容を変更しようとする場合に準用する。

#### (実施料)

第7条 知的財産権の実施料は、第8条の規定により算出したものを基準とし、実施希望者と協議のうえ決定する。

- 2 森林総合研究所等は、第6条の規定により締結する契約に定める期間内に、銀行振込みにより実施料の支払を受ける。

#### (実施料の算出)

第8条 知的財産権の実施料は、次の各号に掲げる基本額(知的財産権の実施態様に応じて適切なものを選択する。)に実施料率を乗じて算出するものとする。

- 一 価格及び数量が明確な場合は、販売単価又は出荷単価に各々販売数量又は生産数量を乗じて得た額
  - 二 価格及び数量が不明確な場合は、本知的財産権の実施によって得た価値又は価値の増加(費用の低減を含める)を金額に見積もってこれに販売数量、生産数量又は利用件数を乗じて得た額
  - 三 前二号によっても基本額を得ることが不可能な場合には、製品を販売することによって得た利益金額
- 2 前項に定める実施料率は、次の式により算定する。  
実施料率=基準率×利用率×増減率×開拓率  
上記の算式により算定された実施料率の端数については、100分の1の桁を四捨五入し、10分の1の桁とする。
- 3 前項に定める実施料率の算出に当たっては、「特許権等契約ガイドライン」(平成10年6月29日付け特総第1173号特許庁長官通達)のV.参考資料に掲げられている項目を考慮して定めるものとする。

#### (技術指導)

第9条 森林総合研究所等は、実施者に対し知的財産権の実施について必要な技術指導を行い、また、実施者の希望により技術指導のため、実施者の事業所に役職員を派遣することができる。

- 2 前項の派遣に必要な費用は、実施者に負担させるものとする。

#### (報告及び調査)

第10条 森林総合研究所等は、毎年定期的に又は必要に応じ、実施者から実施の状況について報告書(別紙様式)の提出を求め、又は随時役員又は職員を派遣して実施に関する関係書類及びその他の物件を調査することができるものとする。

#### (関連発明考案等)

第11条 森林総合研究所等が、実施権を許諾又は設定した知的財産権に関連する新規な発明考案等を行い、知的財産権を出願又は取得したときは、実施者の希望によりその実施権を許諾又は設定することができる。

第12条 実施者の役員又は被用者が、知的財産権の実施に関し関連する発明考案等をしたときは、その知的財産権を受ける権利及び知的財産権の帰属並びにその実施については森林総合研究所等と実施者で協議するものとする。

(契約の解除)

第13条 森林総合研究所等は、次の各号の一に該当する場合は、契約を解除できるものとし、かつ、森林総合研究所等は、契約の解除によって生じた損害については、実施者に賠償させるものとする。

- 一 この契約の締結が、虚偽の表示その他事実と反する報告に基づいてなされたことが判明したとき
- 二 実施者が、正当な理由なくして契約に定める期間内に知的財産権の実施による事業を開始せず又は中止したとき
- 三 実施者が、第6条第1項に定める実施料の支払いを怠ったとき
- 四 実施者が、第10条に規定する報告及び調査を拒み又は虚偽の報告を行ったとき
- 五 実施者が、その他契約の本旨に基づく履行をしないとき
- 六 森林総合研究所等が、実施許諾又は設定の存続を著しく適当でないと認めたとき

(共有特許権等の許諾又は設定)

第14条 森林総合研究所等との共有に係る知的財産権について共有者の同意を得た場合においては、その実施権の許諾又は設定は、この規則の定めるところによる。

(発明等をした者への通知)

第15条 森林総合研究所等は、知的財産権の実施権を許諾したときは、その旨を発明考案等をした者に通知するものとする。

(外国の取扱い)

第16条 外国からの実施許諾については、この規程に準じて取扱うものとする。

附 則 (平成13年4月2日 13森林総研第72号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年5月28日 15森林総研第411号)

この規則は、平成15年5月28日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日 17森林総研第1532号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月2日 19森林総研第64号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日 26森林総研第1521号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日 28森林総研第1787号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月19日 31森林機構第011601号）  
この規程は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令和6年3月22日 5森林機構第1084号）  
この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別紙様式(第4条関係)

知的財産権実施申込書

年 月 日

国立研究開発法人森林研究・整備機構  
理事長 殿

住 所  
会社名  
代表者名

下記の〇〇〇権を別紙実施計画書により実施いたしたく関係資料を添えて申し込みます。

記

1. 特許権等の番号 特許（登録） 第 号
2. 発明考案の名称
3. 希望事項  
(添付書類)  
実施計画書  
経歴書  
定款(写)

- 注) 1 出願中の発明考案に関する申込みの場合は、「発明考案に関する実施申込書」とし、〇〇〇権を「発明又は考案」に、特許権等の番号を [出願番号] に読み替える。  
2 用紙は、日本工業規格 A4 版とする。

---

森林総合研究所記入欄

承諾する場合は、担当者は権利を持つ者すべての者を対象として、以下について申告してください。

利益相反の有無 有 無  
(有りの場合は、その内容を具体的に記載すること。)

担当者氏名 (発明の権利を持つ者のうち代表者、森林総合研究所等)

対象者 (権利(持ち分)を持つすべての者(退職者を除く))

別 紙

実施計画書

- 1 製品の種類(名称)及びその主要用途
- 2 事業所名及びその所在地
- 3 実施態様(この発明が、製品のいかなる部分に、どのように使用されているかについて記載する。)
- 4 製造及び販売計画
- 5 その他必要事項

別紙様式（第10条関係）

知的財産権実施状況報告書

令和 年 月 日

国立研究開発法人森林研究・整備機構  
理事長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者職氏名

令和 年 月 日付けで実施契約を締結した下記発明（考案）について実施契約書  
第 条に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

1 特許権等の番号

2 発明(考案)の名称

3 報 告 期 間

自 令和 年 月 日

至 令和 年 月 日

4 報 告 内 容

製 品 名

月 別	生産数量	販売数量	生産残高	単 価	売上金額	備 考